

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十三年四月十五日  
額面金額百円につき百円  
年〇・五二パーセント  
平成二十三年十月十五日を支払う。  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるときは

初期利率子 利発行日 利価格

最低額面金  
券行客

用 振 の 法 発 号  
等 替 条 律 行 称  
及 法 項 及 及  
の び 根 ひ 記  
適 そ 拠 ひ 記

○財務省告示第百六十三号  
個人向け国債の発行等に  
年財務省令第六十八号（第  
基づき、平成二十三年四月  
向け国債の発行条件等を次  
平成二十三年五月十一

財務大臣  
野田佳彦

十 十 十 十 十  
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額  $\times \frac{80}{100} \times 4$  - 受入経過利子に相当する金額 )

なお、受入経過利子に相当する  
金額は、次の算式により算出し、  
その算出結果に円未満の端数が  
生じた場合には切捨てとし、一  
円に満たない場合には一円とす  
る。ただし、受入経過利子に相  
当する金額は、個人向け国債の

発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利息が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額 × 0.52  
100

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

ସାହିତ୍ୟ

平成11十五年十月十五日以後の場合の額面金額+経過利子に相当する金額-利子に相当する金額

十七 中途換金の特例

## 中途換金の特例

(一) 金額を有する者には、当該個人が災害に遭ったときには、当該災害に該当する債券四個のうちの一つを購入する。前であります、平成二十一年四月十五日までの間に、該債券を購入した者は、該債券の額と同額の金額を請求する。算式によれば、次のように算出します。  
式による算出方法は、(平成二十四年十月十五日から平成二十五年四月十五日までの間の場合は、 $\frac{8.0}{100} \times 3 +$  経過利子に相当する金額) + 平成二十四年四月十五日からまでの金額 - (利子に相当する金額 -  $\frac{8.0}{100} \times 2 +$  経過利子に相当する金額) = 受入経過利子に相当する金額。

(二) 金額を有する者には、当該個人が災害に遭ったときには、当該災害に該当する債券四個のうちの一つを購入する。前であります、平成二十四年十月十五日までの間に、該債券を購入した者は、該債券の額と同額の金額を請求する。算式によれば、次のように算出します。  
式による算出方法は、(平成二十四年十月十五日から平成二十五年四月十五日までの間の場合は、 $\frac{8.0}{100} \times 3 +$  経過利子に相当する金額) + 平成二十四年四月十五日からまでの金額 - (利子に相当する金額 -  $\frac{8.0}{100} \times 2 +$  経過利子に相当する金額) = 受入経過利子に相当する金額。

(三) 金額を有する者には、当該個人が災害に遭ったときには、当該災害に該当する債券四個のうちの一つを購入する。前であります、平成二十四年十月十五日までの間に、該債券を購入した者は、該債券の額と同額の金額を請求する。算式によれば、次のように算出します。  
式による算出方法は、(平成二十四年十月十五日から平成二十五年四月十五日までの間の場合は、 $\frac{8.0}{100} \times 3 +$  経過利子に相当する金額) + 平成二十四年四月十五日からまでの金額 - (利子に相当する金額 -  $\frac{8.0}{100} \times 2 +$  経過利子に相当する金額) = 受入経過利子に相当する金額。

額面金額 + 経過利子に相当する金額  
の額面金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(四)

平成11年1月1日現在の額面金額 + 経過利子に相当する金額  
の額面金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

十八 払場所 元利金支